

都道府県労働局所在地等一覧

労働局名	郵便番号	所在地	電話番号
北海道労働局	〒060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎9F	011-709-2311(代)
青森労働局	〒030-8558	青森市新町二丁目4-25 青森合同庁舎	017-734-4112
岩手労働局	〒020-0023	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎1号館4F	019-604-3006
宮城労働局	〒983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8838
秋田労働局	〒010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎	018-862-6682
山形労働局	〒990-8567	山形市香澄町三丁目2番1号 山交ビル3階	023-624-8222
福島労働局	〒960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎5階	024-536-4602
茨城労働局	〒310-8511	水戸市宮町1丁目8番31号	029-224-6214
栃木労働局	〒320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028-634-9115
群馬労働局	〒371-8567	前橋市大渡町一丁目10番地の7号 群馬県公社総合ビル8F	027-210-5003
埼玉労働局	〒330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー 15F	048-600-6204
千葉労働局	〒260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043-221-2304
東京労働局	〒102-8306	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13F	03-3512-1613
神奈川労働局	〒231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045-211-7351
新潟労働局	〒951-8588	新潟市川岸町1丁目56番地	025-234-5922
富山労働局	〒930-8509	富山市牛島新町11番7号 富山合同庁舎	076-432-2730
石川労働局	〒920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎	076-265-4423
福井労働局	〒910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎9階	0776-22-2652
山梨労働局	〒400-8577	甲府市丸の内1-1-11	055-225-2853
長野労働局	〒380-8572	長野市中御所1-22-1	026-223-0553
岐阜労働局	〒500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3F	058-245-8102
静岡労働局	〒420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3階	054-254-6352
愛知労働局	〒460-8507	名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館	052-972-0254
三重労働局	〒514-8524	津市島崎町327番2 津第二地方合同庁舎	059-226-2106
滋賀労働局	〒520-0057	大津市御幸町6-6	077-522-6649
京都労働局	〒604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3214
大阪労働局	〒540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館9F	06-6949-6494
兵庫労働局	〒650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー16F	078-367-9151
奈良労働局	〒630-8570	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742-32-0204
和歌山労働局	〒640-8581	和歌山市中之島2249番地	073-422-2172
鳥取労働局	〒680-8522	鳥取市富安2丁目89-9	0857-29-1703
島根労働局	〒690-0841	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階	0852-31-1156
岡山労働局	〒700-8611	岡山市下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086-225-2015
広島労働局	〒730-8538	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5F	082-221-9242
山口労働局	〒753-8510	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0370
徳島労働局	〒770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎	088-652-9163
香川労働局	〒760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎3階	087-811-8918
愛媛労働局	〒790-8538	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎	089-935-5203
高知労働局	〒780-8548	高知市南金田48番2	088-885-6022
福岡労働局	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館4F	092-411-4862
佐賀労働局	〒840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎	0952-32-7169
長崎労働局	〒850-0033	長崎市万才町7番1合 住友生命長崎ビル6F	095-801-0030
熊本労働局	〒860-0008	熊本市二の丸1-2 熊本合同庁舎	096-355-3181
大分労働局	〒870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル	097-536-3212
宮崎労働局	〒880-0805	宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎2F	0985-38-8825
鹿児島労働局	〒892-0816	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎	099-223-8277
沖縄労働局	〒900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎3階	098-868-4303

労働時間等設定改善援助事業について、詳しくは、最寄りの都道府県労働局(労働基準部)へお問い合わせください。

○厚生労働省 (<http://www.mhlw.go.jp/>)

○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章]及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」
(<http://www8.cao.go.jp/shoushi/w-lb/index.html>)

(H20.4)

仕事と生活の
調和を
図りましょう!

労働時間等設定改善 援助事業のご案内

— 労働時間等の設定の改善に取り組む
中小企業集団のみなさんへ —

労働時間等の設定が改善され

働きやすい職場環境が生まれます

「労働時間等設定改善法」では労働者の健康や生活に配慮するとともに多様な働き方に対応した労働時間、休日及び休暇の設定に向けて労使による自主的な取組を促進することが求められています。

また、平成19年12月にはワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が決定され、その中では、例えば社会全体として達成することを目指す10年後の目標として、週労働時間60時間以上の雇用者の割合の「半減」、年次有給休暇の「完全取得」などが盛り込まれました。

中小企業が自主的に労働時間等設定の改善(実施体制の整備、労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備、所定外労働の削減等)に取り組まれる場合には、本事業をご活用されますようお勧めします。

厚生労働省
都道府県労働局

労働時間等設定改善援助事業とは

労働者の健康や生活に配慮するとともに多様な働き方に対応した労働時間、休日及び休暇の設定に向けて労使による自主的な取組を促進するため、

- ・労働時間等設定改善援助事業を行う事業主団体（以下「事業実施団体」という。）が
 - ・援助を希望する中小企業集団に対して、
 - ・「労働時間等設定改善法」に基づき、
 - ・労働時間等の設定の改善
- 〔実施体制の整備、労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備、所定外労働の削減等〕
に向けた中小企業の自主的な取組の促進を図るための援助を行う事業です。

援助を希望する中小企業集団の条件とは

援助を希望する中小企業集団とは、労働時間等の設定の改善に取り組もうとしている同一地域、同一業種、企業系列別等で、かつ、常時300人以下の労働者を雇用する事業場の占める割合が構成事業場全体の2分の1以上の中小企業の事業主集団であることが必要です。

援助が受けられる事業期間は

本事業の援助が受けられる期間は、1事業年度以内です。
なお、1回に限り再度、同一の中小企業集団は援助を受けることができます。

援助内容は

事業実施団体に配置された労働時間設定改善アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）が、同一地域、同一業種、企業系列別等の中小企業集団に対して、労働時間等の設定の改善のための助言・指導等の援助を実施します。

アドバイザーは、中小企業集団及びその構成事業場の実情に合わせ、労働時間等の設定の改善に関する助言・指導等として、次の援助を行います。

- ① 労働時間等設定状況の把握
- ② 労働時間等設定改善計画の作成及びその計画実現のための助言・指導
- ③ 労働時間等設定改善のための個別助言・指導

労働時間等設定改善事業取組事例

① 所定外労働の削減のためにノー残業デーの導入

毎週〇曜日をノー残業デー又は定時退社デーとして、会社全体又は部署ごとに定時退社するというルールを決める（個人によって勤務時間や休日が異なる場合には、個人別に特定の日とする。）。

定時退社することで所定外労働が削減され、過重労働による健康障害防止につながるとともに、さらに、自分の時間を確保することで、仕事と生活の調和のとれた働き方を進めることができます。

② 年次有給休暇の取得を促進するために年次有給休暇取得予定表の整備

職場内において、年休を取得しやすい環境をつくるため、社内部課ごとに、「年次有給休暇取得予定表」等を整備し、これを毎月定期的に回覧記入し、掲示するなど、取得予定が立てやすい社内システムを整備する。

休暇を取得することが定着すれば、過重労働を防止し、心身ともにリフレッシュして働く意欲が高まることとなり、仕事にメリハリをつけることにより、作業効率を上げることが期待できます。

《労働時間等設定改善援助事業の流れ》

- 1 労働時間等設定改善援助事業の実施を希望する事業主団体が、中小企業集団からの依頼等により、労働時間等の設定の改善の援助対象となる中小企業集団を選定します。
- 2 事業主団体が、中小企業集団に対する事業計画等の企画書を作成し、都道府県労働局に申請します。
- 3 都道府県労働局が、事業主団体から申請のあった企画書を審査し、事業の目的に合致した事業主団体を選定します。
- 4 選定された事業主団体は、事業実施団体として、都道府県労働局と委託契約を結びます。
- 5 事業実施団体は、中小企業集団に対して援助を行います。

事業開始（労働時間設定改善アドバイザーの委嘱）

① 労働時間等設定改善会議

- 事業の趣旨説明
- 労働時間等設定改善法・労働基準法の説明
- 労働時間等の設定の改善の必要性
- 労働時間等の設定の現状把握
- 構成事業場ごとに労働時間等設定改善計画の作成

② 労働時間等設定改善計画の達成に向けての助言・指導

- 講習会、セミナー等の開催
- 個別訪問の実施

③ 目標達成検討会

- 事業の総括
- 構成事業場ごとの労働時間等設定改善計画の達成状況

事業の終了

事業実施団体が作成する事業計画(例)

- 6 都道府県労働局に事業終了報告書及び精算報告書の提出